



ひだまり便り

第45号(平成25年10月号)
特定非営利活動法人
ひだまり
理事長 小関 茂

特定非営利活動法人ひだまり事務所…〒263-0005 千葉県稲毛区長沼町32番地

TEL 043-258-8604 FAX 043-310-5061

E-mail…hidamari@almond.ocn.ne.jp ホームページ… <http://www.hidamari.or.jp>

理事長より

ひだまり理事長 小関 茂

猛暑の夏は最後に台風18号で日本各地に多くの被害を残しましたが、ようやく秋風が感じられる季節になりました。年々夏の暑さが厳しく感じるようになったのは歳のせいでしょうか。一方2020年東京オリンピック・パラリンピック開催が決定し、皆様同様わが家でも夫婦で7年後の年を数え合いました。せめて何種目か会場で見られれば宜しいのですが、出来ればパラリンピックの陸上競技を見たいです。



■ 防災の日に考えたこと ■

9月1日は日本各地で防災訓練の諸行事が行われ、地元の千葉では第34回9都県市(都和千葉を含む3県、千葉市を含む5政令市)合同防災訓練が開催されました。この訓練は広域的な災害対応能力向上を目的に行われ、今年は千葉市がメイン会場となり、安倍首相も参加のもと蘇我スポーツ公園一帯ほか周辺3会場を使用し大規模な訓練が行われました。

この合同防災訓練の一環として、千葉市内の各避難所で開設・運営訓練が行われ、多くの市民が参加し、避難所へ集まるための避難経路の確認や途中の危険箇所などの確認も行われました。

私も住所地の自治会が参加する訓練の一員として加わりましたが、避難所となる小学校には地域の町内会から多くの参加者が集まりました。訓練内容は別として、私が一番驚いたのは避難所に設置されている非常用倉庫の小さいことと備品の少なさ、備蓄されている非常食の量や種類などが思っていたよりもはるかに少ないことでした。想定する避難者数が良く分かりませんので一概にこれでよいのですかとは言えませんが、自治体の非常事態への備え、即ち公助にはどうしても限界があると考えました。

ある新聞社のアンケート調査によれば、千葉県の想定避難者一人に対する備蓄割合は食料0.33日分、水0.23日分となっています。また別の企業によるサンプル調査では、全国の家庭での水の備蓄状況は、半数以上の54.2%が保存していないという結果が出ています。

改めて自助の大切さ、特に家庭での備蓄を日頃から意識する重要性を考える一日でした。言うまでもありませんが2年前の東日本大震災の翌日、スーパーやコンビニの食品棚が見事に空っぽになっていた光景を思い出します。あれ以来私もそれなりに家庭内での備蓄を心掛けるようにしていますが、もう一度見直しをする必要性を感じました。

ついでですが9月1日が防災の日になったのは、1923年9月1日に関東大震災が起きたこと、台風の多いとされる二百十日に当たることから、災害についての認識と心構えの準備を喚起する日として1960年に制定されました。

■ 認定特定非営利活動法人(認定NPO法人)制度を考える ■

NPOひだまりでは認定NPO法人の取得申請を検討しています。当法人は特定非営利活動法人として所轄庁である千葉市から認証を受けて活動しています。しかしながら社会福祉法人のような公益増進法人と異なり税制上の優遇措置は無く、逆に収益を上げた場合には法人税を納める必要があります。

これに対し認定NPO法人は、一定の要件を満たして所轄庁の認定を受ければ税制上の優遇措置を受けることができるというもので、制度の概略は以下のとおりです。

認定NPO法人の目的

寄付者への寄付金控除等の税制上の優遇措置を認めることで、寄付を促進しNPO法人の活動を支援するものです。そして、社会的な信用向上につながります。

【寄付者への税制上の優遇措置】

- ① 個人の寄付・・・寄付金控除が受けられます。
- ② 法人の寄付・・・損金算入の枠が広がります。
- ③ 相続・遺贈財産の寄付(仮認定NPO法人は適用外) 寄付財産は相続税の課税対象から外れます。



【法人への税制上の優遇措置】

- ④ みなし寄付金制度(仮認定NPO法人は適用外) 認定NPO法人が収益事業から得た利益を収益事業以外の事業に支出した場合この分を寄付金とみなし、一定の範囲内で損金算入が認められます。

認定の基準

認定されるための一定の要件は8項目あり、このうち特にパブリック・サポート・テスト(PST)への適合が厳しいです。PSTとは広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準で、その絶対値基準は『申請前2年間の寄付金が3,000円以上の寄付者数が年平均100人以上』というものです。あとの7項目は適正に運営しているNPO法人であればクリアできる内容です。

仮認定NPO法人

PST以外の認定基準を満たしているNPO法人に認定NPO法人とほぼ同等の優遇措置を与えるもので、3年間の有効期間後、本申請をします。



NPOひだまりの場合は、多くの方に賛助会員としてご協力いただいているお蔭で絶対値基準の3,000円以上の寄付者は平成22年度、23年度ともに90数名で、あと一歩の状態です。とりあえず、仮認定の申請をして本申請をめざすことを検討しているところです。今後ともよろしくご支援のほど、お願いいたします。



平成25年度賛助会員募集中！！

- 【賛助会費】 一口3,000円から 何口でも結構です。
【振込先】 ゆうちょ銀行【口座番号】00110-3-739401
【連絡先】 NPOひだまり 田川・久保井 Tel.043-258-8604
*郵便振込用紙が必要な方にはお送りいたします。
*ひだまり事務所まで直接お持ちいただいても結構です。